

## 春は退職・就職シーズン 国民健康保険・国民年金の届出は忘れずに

何かと忙しいこの季節。会社を退職される方、就職される方、引越して住所が変わる方など、慌ただしい日々が続きます。「忙しいから」「面倒だから」と言っただけでそのままにせず、届出が必要な場合（次表）は、14日以内に手続きをしてくださいます。

### ■保険の手続きが遅れると

◇加入の月までさかのぼって、税を納めることとなります。  
◇医療費が全額自己負担になりましたり、かかった医療費を返還してもらう場合もあります。

### ※職場の健康保険などに加入しても、国民健康保険の資格は自動的に喪失しません。必ず届出をしてくださいます。

■問い合わせ  
国保年金課 ☎0651

届出が必要なとき		届出に必要なもの
これから加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金をやめたとき	資格喪失証明書（連絡票）、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者からはずれたとき	母子健康手帳
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
すでに加入している場合	脱退のとき	
	他の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険や厚生年金に入ったとき	国保と職場の保険証、年金手帳
	職場の健康保険や厚生年金の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、喪主の認印、喪主名義の通帳、年金手帳
	住所、氏名、世帯や世帯主が変わったとき	保険証
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書
その他		
保険証を失くしたとき（汚れたりして使えなくなったとき）	身分を証明するもの（運転免許証、住基カードなど）	

## 後期高齢者医療制度からのお知らせ

お忘れの申請はありませんか？  
次に該当する給付の時効は、2年間です。申請がお済みでない方は、手続きをしてくださいます。

### ■後期高齢者医療制度の主な時効

種類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費（治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費）		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。

協定保養所をご利用ください  
後期高齢者医療制度に加入のみならず、健康の保持・増進を目的に協定保養所に宿泊したとき、宿泊費の助成が受けられます。

■対象者  
愛知県の後期高齢者医療被保険者

### ■協定保養所

協定保養所名（場所）	電話番号
あいち健康の森プラザホテル（東浦町）	(0562)82-0211
シーサイド伊良湖（田原市）	(0531)35-1151
サンヒルズ三河湾（蒲郡市）	(0533)68-4696
豊田市 百年草（豊田市）	(0565)62-0100
レイクサイド入鹿（犬山市）	(0568)67-3811
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島（桑名市）	(0594)42-3330

※初めて利用する方には、保養所で利用カードを渡します。2回目以降の方は、保険証と一緒に利用カードを提示してください。

■助成額（年度内に4泊が限度）  
1泊につき1,000円

### ■利用方法

①保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の加入者」であることを伝えて、直接お申込みください。  
②宿泊当日、保養所の窓口で必ず保険証を提示してください。精算時に1,000円を助成します。

### ■問い合わせ

国保年金課 医療福祉担当  
☎0652